

# 法学部経営法学科の企業法務特修プログラムに関する内規

【令和5年度以降入学生適用】

(趣 旨)

第1条 福岡大学学科履修規程第6条の2に規定する法学部経営法学科の企業法務特修プログラム（以下「プログラム」という。）については、この内規に定めるところによる。

(目 的)

第2条 プログラムは、意欲ある成績優秀な学生を対象に、少人数かつ双方向型の授業科目を提供するとともに、企業法及び隣接法分野に関する授業科目の体系的な履修を促すことにより、企業法務に必要な知識及び法的思考力を身に付けること、かつ、産業界のリーダーとなる人材を養成することを目的とする。

(履 修)

第3条 プログラムを履修することができる者は、法学部経営法学科に在籍する学生とする。

2 プログラムの履修開始の時期は、在学2年目又は在学3年目の学年の始めとする。

3 プログラムの履修を希望する者は、在学1年目終了時又は在学2年目終了時の所定の期間内にプログラム履修願を提出しなければならない。

4 第2項の規定にかかわらず、法学部教授会が認めるときは、プログラムの開始時期を在学2年目又は在学3年目の後期の始めとすることができる。

5 プログラムの履修者の選考は、法学部教授会がこれを行う。

6 前項の選考における基準は、次の各号の出願年次の区分に応じ、原則として当該各号に掲げるいずれかの要件を満たすこととする。

(1) 在学1年目終了時に出願する者

ア 第1年次までに履修した専門教育科目における必修科目の平均点が80点以上

イ 第1年次までに履修した全授業科目(教職課程科目及び合否のみで成績評価を行う科目を除く。)の平均点が80点以上

(2) 在学2年目終了時に出願する者

ア 第2年次までに履修した専門教育科目の平均点が80点以上

イ 第2年次までに履修した全授業科目(教職課程科目及び合否のみで成績評価を行う科目を除く。)の平均点が80点以上

7 第4項の規定により後期から開始するプログラムの履修者の選考基準は、前項の基準に準じ、法学部教授会において都度定めるものとする。

(履修の撤回)

第4条 プログラムの履修者は、2年次又は3年次の後期試験終了後の所定の期間内に届け出ることにより、プログラムの履修を撤回することができる。

(修 了)

第5条 プログラムの履修者が、福岡大学学則第34条第2項に定める必要な単位を修得し、かつ、次の各号に掲げる全ての要件を満たしたときは、法学部教授会の議を経て、プログラムを修了したと認めるものとする。

(1) 「会社法Ⅰ」、「会社法Ⅱ」、「企業法務特別演習」の単位を全て修得すること。

(2) 「企業法総論」、「企業取引法」、「企業金融法」、「企業取引決済法」、「金融商品取引法」のうちから6単位以上を修得すること。

(3) 「民法特講Ⅰ」、「民法特講Ⅱ」、「民法特講Ⅲ」のうちから4単位以上を修得すること。

(4) 「経済法」、「労働法」、「消費者法」、「知的財産法」、「商業登記法」、「税法ⅡA」、「税法ⅡB」のうちから4単位以上を修得すること。

2 前項の規定によりプログラムを修了した者には、法学部長が当該プログラムの修了証を授与する。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行し、令和5年度入学生から適用する。